

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 指定代理納付者の指定 (税 務 課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 土地改良区清算人の退任の届出 (農村振興課) 二
- 地方卸売市場における卸売業務の許可 (水産業振興課) 二
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出 (同) 二
- 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課) 二
- 道路の区域変更 (道 路 課) 三
- 海岸保全区域の変更 (河 川 課) 三
- 河川予定地の指定 (同) 五
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件) (都市計画課) 五
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 五
- 選挙管理委員会 (選挙管理委員会) 五
- 宮城県選挙管理委員会委員長の就任 六
- 宮城県選挙管理委員会委員長職務代理者の指定 六
- 公安委員会 (公安委員会) 六
- 少年指導委員の委嘱 六

告 示

○宮城県告示第二百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和二年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

トヨタファイナンス株式会社 愛知県名古屋市区牛島町六番一号

株式会社七十七カード 仙台市宮城野区榴岡二丁目四番二十二号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）

三 指定期間

令和二年三月一日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百七十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を

救急病院と認定した。

令和二年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
独立行政法人地域医療機能推進機構 仙台南病院	仙台市太白区中田町字前沖 百四十三番地	令和二年四月一日	令和五年三月三十一日
独立行政法人地域医療機能推進機構 仙台病院	仙台市青葉区堤町三丁目十 六番一号	令和二年四月一日	令和五年三月三十一日

○宮城県告示第二百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日

○四一〇二二〇三二四	業所 Etaraby 石巻駅前事 石巻市清水町一丁目 一〇二	就労移行支援	エスアンドウ イングス株式 会社	令和二年三月 三十一日
○四一二六〇〇〇二五	多機能サポートラン ドさわおとの森 宮城郡利府町沢乙字 欠下東十八丁二	重度訪問介護	認定NPO法 人さわおとの 森	令和二年三月 三十一日

○宮城県告示第二百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、桃生郡北上村大沼土地改良区清算人の退任について、次のとおり届出があった。

令和二年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年三月二十四日	嶋 津 行 也	仙台市若林区若林二丁目十三番三十 四号	清算人

○宮城県告示第二百八十二号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を許可した。

令和二年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 卸売業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

みなと塩釜魚市場株式会社

代表取締役 志賀 直哉

塩竈市新浜町一丁目十三番一号

二 卸売業務を許可した市場の名称、所在地及び取扱品目の部類

地方卸売市場塩釜市魚市場

塩竈市新浜町一丁目十三番一号

水産物部

三 許可年月日

令和二年三月二十六日

○宮城県告示第二百八十三号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定により許可した卸売業者から、

次のとおり地方卸売市場における卸売業務を廃止する旨届出があった。

令和二年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 卸売業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

株式会社塩釜魚市場

代表取締役 志賀 直哉

塩竈市新浜町一丁目十三番一号

塩釜地区機船漁業協同組合

代表理事組合長 佐藤 晴一

塩竈市新浜町一丁目十三番一号

二 卸売業務を廃止した市場の名称、所在地及び取扱品目の部類

地方卸売市場塩釜市魚市場

塩竈市新浜町一丁目十三番一号

水産物部

三 廃止年月日

令和二年三月三十一日

○宮城県告示第二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

次のとおりとする。

○宮城県告示第二百八十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、宮城県土木部河川課及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の一の区間に係る二の大字の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（河川区域内の土地を除く。）（図面省略）

一 区間

1 川内沢川

起点 左岸 名取市愛島等島字中ノ沢九番二地先

右岸 名取市愛島等島字上滝ヶ森四十四番二地先

終点 左岸 名取市愛島等島字西南沢三番一地先

右岸 名取市愛島等島字下滝ヶ森五番三地先

2 杉の沢川

起点 左岸 名取市愛島等島字北中峯十二番二地先

右岸 名取市愛島等島字北中峯十三番地先

終点 左岸 川内沢川への合流点

二 大字

名取市愛島等島字中ノ沢、西南沢、下滝ヶ森、北中峯、鈴ヶ森、南中峯、中滝ヶ森及び上滝ヶ森

○宮城県告示第二百八十八号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

大和町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百八十九号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

道下都市下水道

松坂都市下水道

二 都市計画の変更の種類別

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百九十号

登米吉田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年三月二十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐 藤 靖

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十六号

令和二年三月二十七日開催の委員会において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第一項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和二年四月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(氏名) (生年月日) (住所)

皆川 章太郎 昭和二十八年一月二十三日 加美郡加美町字赤塚二二二番地五

○宮選管告示第三十七号

次の者を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第三項の規定により宮城県選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

令和二年四月三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

宮城県選挙管理委員会

委員 小野 純一郎

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第49号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条及び少年指導委員運営規程(昭和60年宮城県公安委員会規程第1号)第3条の規定により少年指導委員を令和2年4月1日付けで、次のとおり委嘱した。

なお、少年指導委員の委嘱(平成30年宮城県公安委員会告示第44号)、少年指導委員の委嘱(平成31年宮城県公安委員会告示第34号)は廃止する。

令和2年4月3日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

活動区域		少年指導委員の氏名及び住所	
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。)	竹田英子	仙台市青葉区土樋一丁目7番14-601号	
	小屋広和	仙台市泉区西中山一丁目16番12号	
	伊藤博司	仙台市青葉区梅田町1番58号	

別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域

田中耕一	仙台市青葉区五橋一丁目1番45-209号
阿部馨一郎	仙台市泉区寺岡二丁目9番地の9
真砂俊雄	仙台市青葉区五橋一丁目1番45-418号
神永久次郎	仙台市青葉区落合三丁目10番8号
東郷龍子	仙台市青葉区片平一丁目4番10-703号
菊地厚子	仙台市青葉区本町二丁目19番15号
松本佐喜代	仙台市青葉区五橋二丁目4番5-901号
遠藤公子	仙台市青葉区立町16番22-1103号
三上真理子	仙台市青葉区土樋一丁目7番14-501号
黒澤彰	仙台市青葉区五橋二丁目4番5-304号
佐野覚	仙台市青葉区立町16番14号
安住浩一	仙台市青葉区一番町一丁目7番11号
三原美樹	仙台市青葉区中央二丁目5番2号
兵庫千枝	仙台市青葉区立町16番27号
三浦志津子	仙台市青葉区川内渡橋通12番地の24
林守俊	仙台市青葉区中央二丁目6番6号
佐藤英樹	黒川郡大和町もみじが丘一丁目6番地の3
沼田恵美子	仙台市太白区茂庭字梨野西22番地の3
西村由起子	仙台市太白区郡山六丁目3番5-7号
後藤てるみ	仙台市太白区柳生五丁目12番地の6

条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域

条例別表に規定する 宮城県仙台北警察署 の管轄区域	伊 藤 正 之	仙台市太白区西中田七丁目3番16号
	斎 藤 葉 子	仙台市太白区向山一丁目15番7号
	中 鉢 敦 子	仙台市青葉区吉成台一丁目8番17号
	佐 藤 みよ子	仙台市青葉区芋沢字宅地57番地
	寺 下 昌 子	仙台市青葉区吉成一丁目1番6号
	横 山 里江子	仙台市青葉区栗生二丁目5番地の18
	井 坂 和 美	仙台市青葉区木町通一丁目1番32号
	米 倉 啓 子	仙台市宮城野区福田町一丁目12番14号
	大 津 優 子	仙台市宮城野区小田原一丁目7番20号
	小 野 雅 司	仙台市宮城野区原町二丁目5番52号
条例別表に規定する 宮城県仙台東警察署 の管轄区域	山 口 辰 巳	仙台市宮城野区平成二丁目18番37号
	森 義 道	仙台市宮城野区苦竹一丁目12番30号
	菅 野 澄 枝	仙台市宮城野区岩切字若宮前62番地の3
	安 達 直 美	仙台市宮城野区岩切二丁目2番45号
	小 岩 史	仙台市宮城野区白鳥一丁目21番10号
	高 橋 司	仙台市泉区松森字明神1番地の8
	棟 方 ふよ子	仙台市泉区松陵四丁目7番地の5
	高 橋 美喜子	仙台市泉区黒松一丁目21番18号
	阿 部 裕 子	仙台市泉区泉ヶ丘一丁目20番2号
	上 村 寿 子	仙台市泉区天神沢一丁目9番10号
条例別表に規定する 宮城県塩釜警察署の 管轄区域	相 澤 雅 子	仙台市若林区一本杉町26番35号
	熊 谷 元 和	仙台市若林区河原町一丁目3番22号
	田 口 厚 子	仙台市若林区一本杉町22番19号
	河 野 敬 子	仙台市若林区荒井字四ツ谷東50番地
	黒 須 踐 治	仙台市若林区河原町一丁目3番17号MMビル402
	斎 藤 晴 美	多賀城市伝上山三丁目16番22号
	佐 藤 真紀子	塩釜市青葉ヶ丘5番6号
	阿 部 礼 子	多賀城市町前三丁目3番5号
	阿 部 健 一	宮城県利府町菅谷字産野原16番地
	佐 藤 美代子	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害14番地
条例別表に規定する 宮城県岩沼警察署の 管轄区域	宮 本 茂	宮城県松島町幡谷字鹿渡51番地の1
	今 野 忠 義	名取市相互台二丁目13番地の7
	渡 邊 美恵子	岩沼市下野郷字館外265番地
	高 橋 久美子	名取市本郷字大門120番地
	猪 股 俊 郎	岩沼市南長谷字樋4番地
	丹 野 健 一	名取市牛野字柿沼354番地の2
	高 橋 壽 昭	黒川郡大和町吉岡南一丁目35番地の5
	堀 籠 直 子	富谷市志戸田字野田31番地4
	熊 谷 大 輔	富谷市富ヶ丘一丁目22番8号サンヴェイレッジ南富ヶ丘 F棟202

条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	八 木 和 広	石巻市広測字窪田35番地	条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	佐 野 たつ子	本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地74
	酒 井 恒 雄	石巻市恵み野二丁目10番地23		高 橋 敏 昭	本吉郡南三陸町志津川字北の又7番地
	高 橋 寿 也	石巻市蛇田字西境谷地17番地		遠 山 昇	大崎市鹿島台木間塚字阿久戸1番地
	吉 田 和 夫	石巻市蛇田字粹寺12番地		鈴 木 和 江	大崎市古川馬籠字不動2番地
	岡 部 栄 二	石巻市塩富町二丁目2番20-2号		遠 藤 篤 勇	大崎市田尻大嶺字百塚18番地
	津 田 由 紀	東松島市あおい三丁目1番地8市営あおい住宅12-8		中 條 隆	大崎市古川字大奥防56番地
	千 葉 敦 司	石巻市南中里三丁目10番3号		早 坂 みよ子	大崎市古川駅南一丁目19番地
	真 籠 裕 子	東松島市大塩字鳥ノ巣117番地		本 間 良太郎	遠田郡美里町牛飼字八幡72番地
	藤 原 智	気仙沼市唐桑町中113番地1		高 橋 一 夫	遠田郡涌谷町下郡字竹の花14番地
	鈴 木 政 恵	気仙沼市岩月宝ヶ沢230番地5		庄 司 大 功	栗原市岩柳字川南町浦96番地
藤 田 純 一	気仙沼市長磯原の沢5番地6	伊 藤 庸 一	栗原市栗駒沼倉法華堂70番地		
村 上 美 香	気仙沼市魚町一丁目4番1号市営魚町入沢住宅1-302	加 藤 富士子	栗原市築館字城生野大堀64番地		
条例別表に規定する宮城県左沼警察署の管轄区域	春 日 とみ子	登米市中田町浅水字下川面10番地	柴 田 靖 之	栗原市築館字久伝32番地9県営住宅1-103号室	
	門 脇 昭 雄	登米市迫町森字吐出521番地	高 橋 陽 子	大崎市鳴子温泉鬼首字上蟹沢18番地1	
	萩 原 美 貴	登米市米山町西野字新町108番地1	小 野 弘 美	大崎市岩出山上野日字要害4番地2	
	尾 形 勝 徳	登米市登米町寺池前舟橋90番地	早 坂 宣 治	加美郡加美町谷地森字鴨屋敷7番地	
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	猪 股 敏 彦	登米市東和町錦織北浅草331番地	石 井 利 江	柴田郡川崎町大字前川字松葉森山112番地6	
	今 野 千代以	石巻市北上町女川字蔵和田45番地	丹 羽 宣 博	柴田郡大河原町字町254番地	
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	山 崎 佳 彦	石巻市飯野字宮下南117番地	平 間 幸 弘	柴田郡柴田町大字上川名字窟山180番地	

条例別表に規定する 宮城県白石警察署の 管轄区域	佐藤 文比古	白石市益岡町1番17号
	半澤 洋子	白石市大平中目字威徳寺前1番地
条例別表に規定する 宮城県角田警察署の 管轄区域	氏家 清裕	角田市尾山字横町49番地
	山懸 みや子	角田市尾山字山入74番地
条例別表に規定する 宮城県亶理警察署の 管轄区域	玉田 俊一	亶理郡亶理町長瀧字長井戸41番地
	齋藤 朱実	亶理郡山元町山寺字町下199番地10